

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

子ども家庭局保育課

1. 趣旨

- 今般、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）において、保育の質の確保のために認可外保育施設における事故報告の義務化を図ることとされたこと等を踏まえ、認可外保育施設又は一時預かり事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を行う者等（以下「認可外保育施設等」という。以下同じ。）について、法令上の措置を講ずる規定を定める等、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

- また、「子育て安心プラン」における待機児童解消の取組の一つとして、保育所（児福法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）及び家庭的保育事業等（同法第 24 条に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の必要利用定員総数の設定に係る所要の改正を行う。

2. 概要

- ① 認可外保育施設等について、以下の内容の規定を新設する。
 - ・ 認可外保育施設の設置者は、事故が発生した場合は、速やかに認可外保育施設に関する指導監督権限を有する都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）に報告し、都道府県知事は当該事実について当該施設の所在地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に通知することとする。
 - ・ 子育て短期支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業をいう。）、一時預かり事業、病児保育事業（同条第 13 項に規定する病児保育事業をいう。）を行う者は、事故が発生した場合には、速やかに当該事業に関する指導監督権限を有する都道府県知事に報告することとする。
 - ・ 子育て援助活動支援事業（同条第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。）を行う者は、当該事業の実施による事故に備えるため、事故の発生を早期に把握するために必要な措置を講じるとともに、事故が発生した場合には、速やかに当該事業に関する指導監督権限を有する都道府県知事に報告することとする。

- ② 認可外保育施設における保護者への適切な情報提供を確保するため、当該施設の設置者が当該施設において掲示しなければならない事項に、保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額、提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容、緊急時等における対応方法、非常災害対策並びに虐待の防止のための措置に関する事項を追加する。

- ③ 保育所及び家庭的保育事業等の認可に当たっては、当該認可の申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度に係る必要利用定員総数が満たされている等の場合に、認可しないことができるとされているところ、待機児童が当該事業年度以降も引き続き発生することが予想されており、保育の受け皿整備が必要な場合には、当分の間、事業開始予定日の属する年度の翌年度の必要利用定員総数により需給調整が行われるよう、所要の改正を行うこととする。
- ④ その他所要の改正を行うこととする。

3. 根拠条文

児福法第 49 条、第 59 条の 2 の 2 第 3 号

4. 今後のスケジュール

- 公布日：平成 29 年 10 月上旬（予定）
- 施行日：公布日

ただし、②については、新たに各施設に掲示を求める内容であり、周知期間が必要であるため、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。